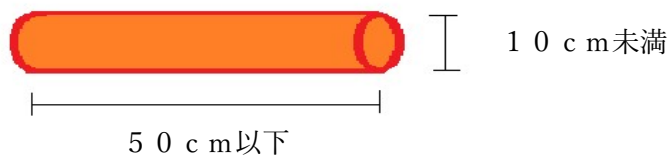


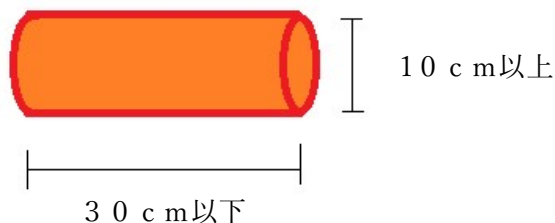
家庭から出る庭木などの出し方について

1 燃やせるごみの日に、ひもで縛って出す場合

○1本の木(枝)の太さが10cm未満の場合、長さを50cm以下に



○1本の本(枝)の太さが10cm以上の場合、長さを30cm以下に



☆ひもで縛った1束の直径は30cm以下にしてください。

料金は、指定ごみ袋（赤色：燃やせるごみ）40リットル（63円）1枚を、一束毎にひもなどで巻き付けて出してください。

※ 指定ごみ袋（赤色：燃やせるごみ）に入れて出す場合は、袋からはみ出さないように出してください。

2 粗大ゴミとしてひもで縛って出す場合

○1本の本(枝)の太さは30cm以下で長さを100cm以下で

○1束の直径を30cm以下にしてください。

料金は、126円の証紙を束ねたひもに二つ折りで貼って出して下さい。

※上記1の「燃やせるごみの日にひもで縛って出す場合」に該当する長さ50cm以下の枝などの場合は、粗大ゴミとしては出さないでください。

また、折るなど短くできるものは、極力短くして燃やせるごみで出してください。

粗大ゴミとして出す場合は、粗大ゴミ回収日（第2、4木曜日）の前日（開庁日）のお昼12時までに下記へのお申し込みが必要となります。

問い合わせ先

根室市役所 市民生活部 生活環境課 環境衛生担当

電話 0153-23-6111（内線3141～3143）